

日本学生支援機構(給付型)予約奨学金 採用候補者に係る推薦基準

(1) 人物について

- 学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること。

(2) 健康について

- 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること。

(3) 学力及び資質について

- 下記のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 本校の教育目標の実践に努め、十分に満足できる高い学習成績を収めている者。
(本校教育目標「至誠業に励み 雄大剛健の風を養い ともに敬愛切磋を怠らず」)
 - ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標の実践に努め、概ね満足できる学習成績を収めている者。
 - ③ 社会的養護を必要とする生徒であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学習に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者。

(4) 家計について

- 日本学生支援機構より提示された「推薦者の選考対象」(別紙)であることを確認した上で、申込み者の属する世帯の状況や生活環境などを勘案して、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

※1 上記(1)～(4)について総合的に勘案して選考を行う。

※2 上記(1)～(4)について総合的に勘案し、判断が難しい場合は、家計状況を重視して選考を行う。

※3 希望者が本校推薦枠の人数を超えた場合は、総務部奨学金担当者及び、教頭または主幹教諭、該当学年の学年主任、担任、副担任で合議の上推薦者の選考を行う。

※4 希望者が本校推薦枠の範囲内の場合は、総務部担当者が本校推薦基準を満たしているかを確認の上、教頭または主幹教諭、当該学年主任、担任、副担任と合議の上選考を行う。